

令和4年度 秋田市ウーマンワーク・ラボ キャリアデザインカフェ仕様書

1 事業名

秋田市ウーマンワーク・ラボ キャリアデザインカフェ業務委託

2 事業目的

育児休業中や育児休業から復帰してまもない女性、育児や介護等で離職後、再就職を希望している女性、キャリアアップを希望している女性を対象とした講座や、業種やライフステージが異なる働く女性たちの交流会、働く女性・働きたい女性を対象とした相談会を行い、女性が自己を見つめ直し、仕事と生活の両立を図りながら働き続けることへの意欲を高め、キャリアデザインを考える機会とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年2月28日（火）まで

4 業務概要

(1) 「仕事と生活の両立支援」講座

ア 参加対象者（秋田市民で、次のいずれかにあてはまる者）

(ア) 育児休業中または育児休業から職場復帰してまもない女性

(イ) 育児や介護等で離職後、再就職を希望している女性

(ウ) キャリアアップを希望している女性

イ 実施回数

集合形式で1回。120分程度とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の県内の感染状況等により、オンライン講座となる場合もある。

ウ 実施時期

令和4年11月から12月までの期間

エ 参加人数

20人程度

オ 曜日・時間帯

曜日や時間帯は受講者が参加しやすい日時とする。

カ 会場

新型コロナウイルス感染防止の目的から、十分な空間が確保できる場所とし、適切な感染防止対策（入場時の検温、密集の回避、手指消毒の徹底、マスクの配布および定期的な室内換気等）を確実に実施すること。

キ 参加者の集合

会場までは、現地集合・現地解散を原則とする。

ク 参加者の会場駐車料金

会場の駐車料金を要する場合は、受託者の負担とする。

ケ 講座の形態

- (ア) 講話とグループワーク等の組み合わせとする。
- (イ) 参加者同士の交流が図られるように茶菓を配布すること。

コ 講座の内容

次の事項を基本として、キャリアアップや再就職に相応しい内容とすること。参加者が実践的な学びを深めるとともに、参加者同士の交流が進むよう、グループワークや特別な仕掛けを工夫し、魅力のある充実した内容構成とすること。

- (ア) 自己の現状を客観視し、なりたい自分になるための方法や自分の強みを知る。
- (イ) 自己肯定感や自己効力感を育て、仕事と生活の両立のための折れない心をつくる。
- (ウ) キャリアアップに必要な知識や実践的スキルを習得する。

サ 講座の講師

講師の選定については、秋田県内・県外在住を問わない。

シ 写真撮影

講座開催時に、参加者の同意を得ながら、適宜スナップ写真を撮影し、後日、業務完了報告に開催状況の資料として添付する。

ス その他

講座当日は、講師のほか、運営スタッフなど実施するに足りる十分な人員を確保すること。

(2) 働く女性の世代間交流会

ア 参加対象者

秋田市在住・在勤の現在働いている女性

イ 実施回数

集合形式で1回。120分程度とする。

ウ 実施時期

令和4年11月から12月までの期間

エ 参加人数

20人程度

オ 曜日・時間帯

曜日や時間帯は受講者が参加しやすい日時とする。

カ 会場

新型コロナウイルス感染防止の目的から、十分な空間が確保できる場所とし、適切な感染防止対策（入場時の検温、密集の回避、手指消毒の徹底、マスクの配布および定期的な室内換気等）を確実に実施すること。

キ 参加者の集合

会場までは、現地集合・現地解散を原則とする。

ク 参加者の会場駐車料金

会場の駐車料金を要する場合は、受託者の負担とする。

ケ 交流会の形態

(ア) ゲストによる講話と参加者交流会の組み合わせとする。

(イ) 参加者同士の交流が図られるように茶菓を配布すること。

コ 交流会の内容

次の事項を基本として、参加者同士の交流が進むよう仕掛けを工夫し、魅力のある充実した内容構成とすること。

(ア) 講話は、業種やライフステージが異なる参加者同士が共有できるような、キャリアに関するテーマの設定、ゲストとすること。

(イ) 参加者交流会は、多様な価値観や生き方を知り、世代を超えた繋がりや相互理解を深められること。

(ウ) 多様な働き方について理解を深め、柔軟で自分らしいキャリアや生き方への気付きとなること。

(エ) 参加者同士が自主的なネットワークを形成できる仕掛けを工夫すること。

サ 交流会のゲスト

ゲストの選定については、秋田県内・県外在住を問わない。

シ 写真撮影

講座開催時に、参加者の同意を得ながら、適宜スナップ写真を撮影し、後日、業務完了報告に開催状況の資料として添付する。

ス その他

講座当日は、講師のほか、運営スタッフなど実施するに足りる十分な人員を確保すること。

(3) 相談

ア 参加対象者（秋田市民で、次のいずれかにあてはまる者）

(ア) 育児休業中または育児休業から職場復帰してまもない女性

(イ) 育児や介護等で離職後、再就職を希望している女性

(ウ) 非正規から正規雇用転換等、キャリアアップを希望している女性

(エ) 正規雇用で現在働いている女性

イ 相談人数

10人程度。対面またはオンラインのいずれかを参加者の希望に合わせて実施すること。

ウ 実施時期

令和4年11月から12月までの期間（2日間程度の実施）

エ 会場

対面の場合、秋田市内の施設等でプライバシーを十分確保できる会場を選定する。なお、新型コロナウイルス感染防止の目的から、十分な空間が確保できる場所とし、適切な感染防止対策（入場時の検温、密集の回避、手指消毒の徹底、マスクの配布および定期的な室内換気等）を確実に実施すること。

オ 曜日・時間帯

1日あたり5人程度の受け入れとして、参加しやすい曜日や時間帯を決定する。時間帯は、18時以降の相談時間を1回以上含むこと。

カ 参加者の集合

対面の場合、会場までは、現地集合・現地解散を原則とする。

キ 相談の形態

(ア) キャリアコンサルタントによる個別相談方式とする。キャリアコンサルタントの選定については、対面相談の場合は秋田県内在住者に限り、オンライン相談の場合は秋田県内在住者に限らないものとする。

(イ) 1人あたりの相談時間は60分程度とし、1人1回のみとする。参加者からのおおよその相談内容を把握するため、事前アンケートを実施すること。

(ウ) 参加者がリラックスして話すことができるように雰囲気づくりの工夫を図ること。

ク その他

オンライン相談の場合は、参加者がスムーズに相談できるよう、機材の操作方法等に対してもフォローできる体制を整えること。

(4) 託児

ア 講座、相談会の参加者が託児希望をする場合に対応すること。

イ 託児は生後6ヵ月以上の乳幼児を対象とする。

ウ 乳幼児の安全性を確保するため、託児の業務経験が豊富である専任スタッフを月齢や年齢に応じて複数人配置すること。

エ 託児名簿および託児従事者名簿を作成し、業務完了報告書とともに提出すること。

オ 託児料金については、受託者の負担とする。

(5) 参加者の募集

ア 開催にあたり、事業をPRする参加者募集チラシを作成すること。チラシは講座と相談をあわせたもので作成し、参加意欲が高まるようにビジュアル等を工夫するとともに、内容を本市と十分に協議しながら作業を進めること。

・作成部数 2,000枚

・作成回数 2回

・用紙サイズ等 A4版、両面、コート紙、両面カラー（PDF版データ、JPEG版データも作成すること）

イ 企業・団体等の人事労務担当者を通じて、育児休業者への書類送付等により募集し、定員の確保に努めること。また、ハローワークマザーズコーナーに情報提供するなど、再就職希望者への勧奨に努めること。送付用の封筒（角2封筒）は本市で提供する。参加者募集案内には、チラシのほか市の案内文書が入る。

ウ チラシの作成以外にもSNS等さまざまな媒体を活用し、集客に努め、参加者数を確保すること。

エ 上記のほか、参加者募集チラシ送付先の開拓や、参加申込の状況が芳しくない場合は、企業・団体等への電話勧奨を行い、参加者数の拡大を図ること。
オ 開催日の前に、参加予定者に確認の連絡を行うものとする。

(6) アンケートの実施と集計

講座、交流会、相談の開催後、参加者へのアンケートを行うものとし、アンケート調査票の作成、アンケートの実施および調査結果のまとめ、分析等を行う。調査の実施は各回の終了後とし、回収率100%を目指して行うものとする。アンケートの内容は、今後の事業実施に活かせるような設問、キャリア形成や働き方等を探る設問とし、本市と十分に協議しながら決定すること。

(7) 参加者のフォローアップ

講座および交流会終了後、参加者を対象に具体的な交流やネットワーク形成を促すため、参加者の了解を得た上で連絡先等を適切に把握及び管理し、参加者の自主的な交流をサポートすること。

5 業務完了報告

すべての業務が完了したときには、業務完了報告書を提出すること。

業務完了報告書は、開催報告、アンケート結果のまとめ、当日配布資料、開催状況の写真、参加者リスト、事業を実施した成果、参加者をより多く集めるために取り組んだことの記録等により構成すること。

6 その他

(1) 委託業者の役割

企画立案、会場手配、参加者募集、申込受付、資料作成、開催準備、講座・交流会・相談会の実施、アンケート実施・集計・分析、業務完了報告など、事業実施の全工程とする。

事業の実施に当たっては、各工程において本市と協議しながら作業を進めること。

(2) 新型コロナウイルス感染防止対策

新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の感染状況等によっては直前に本市が中止・延期の判断をする場合、その指示に従うこと。